見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1 . 制度の名称(通称可)	自動車検査用機械器具の検査
2.根拠法令	・道路運送車両法第80条第1項第1号に基づく同法施行規則第57 条第1項第4号 ・道路運送車両法第94条の2第1項に基づく指定自動車整備事業 規則第2条第2項
3.担当部署名	国土交通省自動車交通局技術安全部整備課(近代指導係)
4 . 当該制度に係る過去5年間 の制度改正状況	(1)改正年度
	平成13年3月
	(2)改正内容
	指定検査機関の検査の義務付けを廃止し、整備事業者が自ら基準適合性を確認すればよいこととした。(道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則を改正)
	(3)背景事情
	規制緩和推進3か年計画に沿って検討を行った
5 . 今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	規制緩和推進3か年計画に沿って検討を行った
5 - 1 . 国が関与した仕組み として維持する必要があるか どうか	(1)検討結果 維持する必要がある。
	(2)理由
	自動車検査用機械器具は、自動車の点検整備又は自動車検査に 用いられ、自動車の安全な運行の確保及び環境の保全に与える 影響が大きいことから、一定水準以上の精度等を確保する必要 があるため、国が関与した仕組みとすべきである。
5 - 2 . 自己確認・自主保安 を基本とした仕組み(自己責 任を重視した考え方)への転 換の状況	(1)検討結果(選択式)
	a): 自己確認・自主保安化を行った。
	b :第三者認証化を行った。

	c :国又は代行機関(指定検査機関等)
	による実施とした。
	(2)上記の説明
	これまで、指定又は認証を受けようとする整備事業者は、自動車検査用機械器具について事前に指定機関による検査を受けることとされていたが、規制緩和推進3か年計画に沿って技術の進歩等の状況も踏まえ検討を行った結果、自動車検査用機械器具については、指定機関の検査の義務付けを廃止し、整備事業者が自ら基準適合性を確認すればよいこととした。(平成13年3月に道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則を改正)
	(3)理由
	自動車検査用機械器具については、整備事業者自らが基準適合性を確認することは困難であるという考え方に基づき、これまで、指定機関による検査を義務付けていたところであるが、地方運輸局長が整備事業者を指定又は認証する際に、当該事業者が適切に機器の基準適合性を確認しているか否かを審査することにより、機器の基準適合性を担保することが可能であると考えられることから、指定機関による検査の義務付けを廃止し、整備事業者が自ら基準適合性を確認すればよいこととした。
5 - 3 . 基準の国際的 化・性能規定化、重複 排除等	
	· / -
	国際規格(国際法定計量機関の基準)が存在する自動車検査用機械器具については、当該国際規格との基準の調和を図っている。
性能規定化	行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今 後の見通しについて記載。
	自動車検査用機械器具の基準は既に性能規定化されている。
重複検査の排除等	検討結果及び背景説明について記載。
	該当なし。